

◎桐生市における契約業務について

(入札方式概要)

○地方自治法に基づき、一般競争入札、指名競争入札、随意契約等の手法により、公平性・経済性・透明性の確保を目的として、入札・落札者決定、契約締結、支払いの事務手続きを進め、公共工事の品質確保や中小企業への受注機会の確保を図るもの。

【一般競争入札方式】

・入札に参加する必要な資格、入札の場所・日時等の必要事項を公告し、資格要件を満たす者のうち競争参加に申込みを行った者で価格競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方式

(条件付き一般競争入札)

・不特定多数の業者に門戸を開きつつも、工事实績や所在地、経営状況などの参加資格条件を設けて入札参加を制限するもので、参加希望者は事前に資格審査を受け、その結果資格が認められた者のみが入札に参加できる。(本市は、入札に参加させたのち、事後審査により資格審査を行っている。)

【指名競争入札方式】

・資力、信用その他について適切と認める者を通知によって指名し、その特定の参加者と入札の方法によって価格競争させ、予定価格の以下の価格で入札した者を契約の相手方となる者と決定し、その者と契約を締結する方式

【随意契約方式】

・価格競争の方法によらないで、発注者が任意に特定の者を選定して、その者と契約を締結する方式。

・地方自治法施行令(第167条の2)の要件に該当する場合に限り、随意契約を締結することが可能とされている。

(1) 予定価格が少額の場合

(2) 性質又は目的が競争入札に適しない場合

(3) 障害者支援施設等からの物品等の購入等を行う場合

(4) 新商品として生産される物品を買い入れる場合又は新役務の提供を受ける場合

(5) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合

(6) 競争入札に付することが不利と認める場合

(7) 時価に比し著しく有利な価格で契約締結する場合

(8) 競争入札に付し入札がないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合

(9) 落札者が契約を締結しない場合

【総合評価落札方式】

・価格競争のみの条件付き一般競争入札に加え、価格競争以外の「技術提案」「創意工夫」「企業の能力」などを評価し、最も優れた業者を価格点+評価点で総合的に選定するもの。

・入札価格を価格点とし、技術提案、実績、履行能力、社会貢献度などを評価点とした加算点により落札者を選定する。

・総合評価落札方式は、条件付き一般競争入札に加え、価格だけでなく技術力等も評価し落札者を選定するもの。

【プロポーザル方式】

- ・公共事業の委託先を選定する際に、複数の業者から企画提案を募り、価格だけでなく、業者の技術力や実績等を総合的に評価して最適な業者を決定するもの。
- ・価格競争だけでなく、提案書の質、技術力、実績、事業に対する熱意等を評価するもの。
- ・選定された業者（受託候補者）とは原則として随意契約で契約を締結するもの。
（公募型プロポーザル）
- ・発注者が発注する業務に対し、参加資格を満たす業者であれば誰でも広く応募することができ、複数の業者から企画提案を募り、価格だけでなく提案内容や技術力、実績などを総合的に評価して最適な契約相手を選定する方式
（指名型プロポーザル）
- ・発注者が案件の専門性や必要性に応じて、あらかじめ選定した特定の業者を指名し、その業者から企画提案を募り、価格だけでなく提案内容や技術力、実績などを総合的に評価して最適な契約相手を選定する方式

【予定価格】

- ・工事や物品購入等の入札を行う際に、あらかじめ設定する契約金額の上限額である。
- ・入札において、予定価格を下回る入札をした者の中から、最も低い価格を提示した者が落札者となる。
（事前公表）
- ・予定価格を事前に公表することで、職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となる。
- ・積算能力が不十分な業者でも、事前に公開された予定価格を参考にして入札することも考えられる。

【最低制限価格】

- ・公共工事の入札において、工事の品質確保やダンピング防止のために発注者が設定する入札の「最低落札価格」で、この価格を下回ると入札は失格となる。
- ・上限価格が（予定価格）、下限価格が（最低制限価格）、この間での価格競争となる。
（事後公表）
- ・国の指針や他市の状況などを総合的に判断し、現在は事後公表としている。

【調査基準価格】

- ・公共工事の入札のうち、総合評価落札方式を適用する工事については、最低制限価格に代わって調査基準価格を適用している。
- ・調査基準価格から予定価格の 5 パーセントを差し引いた額を失格基準価格として設定しているため、その価格を下回った場合は失格となる。
- ・調査基準価格を下回った入札を行った場合は、最低入札者であっても必ずしも落札とならず、事後の調査への協力が必要となる。
（事後公表）
- ・国の指針や他市の状況などを総合的に判断し、現在は事後公表としている。